村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場事案の概要について

1 処分場の概要

事業者名:(株)グリーンプラネット 代表取締役 菅野清人

所在地 :村田町大字沼辺竹の内105

施設内容:安定型最終処分場

許可埋立面積 67,398 ㎡ 埋立容量 354,435 立方メートル

平成2年8月6日設置届

平成13年5月23日埋立終了の届出

焼却施設

木くず 焼却能力 4.9 トン/日 廃プ ラスチック 焼却能力 0.1 トン/日

平成 2年 8月 6日 安西建設株式会社

平成10年10月22日 商号変更(安西建設㈱ ㈱アース)

平成11年 2月18日 承継(㈱アース ㈱安西)

平成13年 4月25日 商号変更(㈱安西 ㈱グリーンプラネット)

2 処分場に係る主な経緯

- H2.7.13 生活環境の保全に関する協定書締結
- H2.8.6 産業廃棄物処理施設設置届出(埋立面積 20,157 m²、埋立容量 40,380 立方メートル)
- H2.12.5 産業廃棄物処理業の許可
- H4.9.30 産業廃棄物処理業の変更届の提出(埋立面積,埋立容量の増加)
- H5.1.29 産業廃棄物処理施設の変更許可(埋立面積 27,723 m²、埋立容量 100,780 立 方メートル(第1~第3 I区))
- H5.12.9 産業廃棄物処理施設の変更許可(埋立面積 67,398 ㎡、埋立容量 322,435 立 方メートル(第1~第10 工区))
- H7.1.20 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可(中間処理業(焼却)の追加)
- H7.12.1 産業廃棄物処理業の更新許可
- H11.1 以降、悪臭苦情が頻発化、消臭対策等実施
- H11.2.18 施設承継届出(残余容量 75.711 立方メートル)
- H11.2 「竹の内産業廃棄物最終処分場対策協議会(村田町)」設立
- H11.3.23 産業廃棄物処理業の許可
- H11.3 処分場操業停止を求める地域住民が「竹の内産廃からいのちと環境を守る 会」を結成
- H11.9 事業者によるボーリング調査実施
- H12.6.12 軽微変更届出(埋立容量の10%未満の増(32,000立方メートル)) 埋立容量354,435立方メートル(第1~10工区)
- H13.5.23 埋立終了の届出

H13.6	ガス抜き管内で 28,000ppm の硫化水素を観測		
	以後、	昼間、	夜間臭気調査及び処分場状況調査が定期的に実施される

- H13.7 焼却炉操業停止仮処分
- H13.12 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策本部設置
- H14.1 開削調查(硫化水素発生原因調查)実施
- H14.2 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策調査検討会設置
- H14.4 側溝整備の改善命令発出(不履行)
- H14.6 措置命令発出(事業者は命令遂行)
- H14.10 開削調查(硫化水素発生原因調查)実施
- H14.12 硫化水素モニタリング装置による常時監視開始
- H15.3 事業者不在になる 以後、浸出水処理や覆土整地に係る行政命令及び県による代執行
- H15.4 硫化水素発生原因等調查報告書報告
- H15.11 開削調査を実施、処分場区域外への埋立ての事実を確認
- H15.12 ボーリング調査(埋立廃棄物種類、発生ガス等調査)
- H16.1 廃棄物処理法違反により同社を告発、社長等関係者 4 名逮捕
- H16.3 2月議会で、知事が、県の対応に反省すべき点があるとして謝罪
- H16.3 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会の設立
- H16.3.19 処分場の維持管理を適切に行うよう措置命令発出
- H16.3.19 産業廃棄物処理業の取消し

平成16年4月以降、代執行により県が処分場の維持管理を実施

- H16.4~5 社長、幹部2名、実質的経営者4名にそれぞれ実刑判決
- H16.9 埋立廃棄物量、発生ガス、におい環境等の調査に着手
- H17.1 県が、許可容量 (354,435 立方メートル)を大幅に上回る 102 万 7800 立方 メートルの廃棄物が埋め立てられていた旨の調査結果を発表。
- H17.2 県が、粘膜刺激性のある化学物質が処分場から発生し、周辺住民に様々な症状が起きている可能性が考えられる旨の調査報告。
- H17.3 H17 一般会計予算可決に当たり、県議会から、県行政を検証すべきとの附帯 意見が出される。
- H17.4 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会から答申予定

3 問題になっている主な事案

- (1) 超過埋立て、区域外埋立て
- (2) 安定5品目以外の廃棄物の埋立て
- (3) 悪臭
- (4) 水質